災害時の医療救護に関する協定書

伊達市、桑折町、国見町、川俣町及び飯野町（以下「甲」という。）と社団法人伊達医師会（以下「乙」という。）は災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条 この協定は、伊達市地域防災計画、桑折町地域防災計画、国見町地域防災計画、川俣町地域防災計画及び飯野町地域防災計画（以下「地域防災計画書」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画）

第２条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護班の編成、派遣、その他医療救護の実施に関する医療救護計画を策定し、甲に提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

第３条 甲は、地域防災計画書に基づき、医療救護活動を実施する必要が生じたときは、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

（緊急時の措置）

第４条 乙は、伊達市内及び伊達郡内において緊急に被災地等で医療救護活動を行う必要があると判断したときは、前条の規定にかかわらず自ら医療救護班等を編成し派遣することができる。

２　前項の規定により、乙が医療救護班を派遣したときは、直ちに甲に連絡するものとする。

３　甲は、前項の規定により連絡を受け、乙の医療救護活動に重大な事実誤認がないと認めたときは、前条の規定に基づき派遣されたものとする。

（医療救護班の業務）

第５条 医療救護班は、甲が設置する救護所において、次の医療救護活動を行うものとする。

（１）　傷病者の傷害等の区別の判別

（２）　傷病者に対する応急措置、及び必要な医療

（３）　医療機関への転送の要否、及び順位の決定

（４）　被災者の死亡の確認及び死体の検案

（５）　その他状況に応じた必要な措置

（医薬品等の供給）

第６条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が提供するものとする。

（収容医療機関の指定）

第７条 乙は、傷病者の収容医療機関を指定する際は、これに協力するものとする。

（医療費）

第８条 救護所における医療費は、無料とする。

２　収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第９条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施したときに要した経費については次の各号に定める額を甲が負担するものとする。

（１） 医療救護班を派遣したときの人件費等は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の指定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲、乙協議して定める額

（２） 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

（３） 医療救護班員が、医療救護活動において弁償し、疾病に罹り、又は死亡したときの扶助金は、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金を例として、甲、乙協議して定める。

（報　告）

第10条 乙は、医療救護活動終了後速やかに医療救護活動従事者の氏名及び人数、その他医療活動の内容を、甲に報告するものとする。

（協　議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書６通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成１８年　８月　９日

甲　　伊達市保原町字舟橋１８０番地
伊達市長　　仁志田　昇　司

伊達郡桑折町字東大隈１８番地
桑折町長　　林　王　喜久男

伊達郡国見町大字藤田字一丁目２番地の１
国見町長　　佐　藤　　力

伊達郡川俣町字五反田３０番地
川俣町長　　古　川　道　郎

伊達郡飯野町大字飯野字後川１０番地の２
飯野町長　　阿　曽　昭三郎

乙　　伊達市保原町字宮下１１１番地２
社団法人　伊達医師会
会　　長　　菊　池　重　幸